

報告第10号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月12日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年4月23日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和8年3月11日午前11時3分頃、本市職員が運転する公用車が鍛冶町地先の県道桑名港線を走行中、追越車線から走行車線に進路変更しようとしたところ、当該走行車線を走行していた普通乗用自動車に接触し、当該普通乗用自動車の右側ドアを損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市太一丸  
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	395,153円
相手方から市へ	0円







報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月12日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

令和7年議案第48号工事請負契約の締結について（桑名市防災拠点施設法面保護等工事）の工事請負変更契約を次のとおり締結することについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月4日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- |          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 1 契約の名称  | 桑名市防災拠点施設法面保護等工事                           |
| 2 契約の金額  | 変更前 199,368,400円<br>変更後 201,056,900円       |
| 3 契約の相手方 | 三重県桑名市筒尾9丁目7-17<br>三光建設株式会社<br>代表取締役 加藤 功一 |
| 4 契約締結日  | 原契約 令和7年3月21日<br>変更契約 令和8年3月4日             |
| 5 竣工期限   | 令和8年3月13日                                  |